

長崎県医療ソーシャルワーカー協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は長崎県医療ソーシャルワーカー協会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を事務局に置き、事務局は理事から会長が指定する。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は地域社会におけるソーシャルワークの正しい発展を期するため、会員相互の協力によりその資質を高め地位の確立をはかり、もって公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 従事者の専門知識、技術及び教養に関すること。
- (2) ソーシャルワークの普及啓発に関すること。
- (3) ソーシャルワークの調査研究に関すること。
- (4) 関係機関との連絡協調に関すること。
- (5) 会員の福利厚生に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

第三章 会員及び会費

(会 員)

第5条 本会の会員は正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員 ソーシャルワーク業務に従事する者及び理事会で適当と認めた者。
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同し運営に協力しようとする個人または団体。ただし賛助会員は役員になり、又は総会の評決に加わることはできない。

(入 会)

第6条 正会員、又は賛助会員になろうとするものは別に示す入会申込書に入会金を添えて、会長に提出しなければならない。

(異 動)

第7条 本会の会員は所属の変更・異動、氏名の変更が生じたときは、速やかに会長に届けなければならない。

(退 会)

第 8 条 本会の会員は退会の旨を会長に届けて退会することができる。

2. 会員が死亡した時、又は会費を 3 年間滞納した時は退会したものとみなす。

(会 費)

第 9 条 会員は会費を納めなければならない。ただし会費の額は総会の決定によらなければならない。

第四章 役 員

(役 員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

事務局長 1 名

理 事 11 名以内 (会長、副会長、事務局長を含む)

監 事 2 名

(職 務)

第 11 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 事務局長は協会事務を統括する。

4. 理事は会務を執行する。

5. 監事は会計を監査する。

(選 出)

第 12 条 理事及び監事は会員の中から総会において選出する。

2. 理事は、1 年毎に定数の半数を改選する。

3. 会長及び副会長、事務局長は理事の中から理事会において互選する。

4. 監事は他の役員を兼ねることができない。

第 13 条 役員は任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし監事の任期は 1 年とする。

2. 補欠役員は任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行なわなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員で役員としてふさわしくない行為のあったときは総会の議決により解任することができる。

(顧 問)

第 15 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3. 重要な会務について会長の諮問に応ずる。

第五章 会 議

(機 関)

第16条 本会に総会及び理事会を置く。

(総 会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回とし、会長が召集する。
3. 臨時総会は理事の過半数または会員の3分の1以上の要求があれば会長はこれを召集しなければならない。

第18条 総会は会員の過半数の出席により成立する。

2. 総会の議長は総会においてその都度選出する。
3. 総会の出席は委任状をもって出席とみなすことができる。

第19条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
 - (2) 予算及び事業計画の決定
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) その他必要な事項。
2. 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。ただし規約の改廃については出席会員の3分の2以上をもって決する。

(理事会)

第20条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、会長がこれを召集する。

2. 理事の2分の1以上の要求があったときは、会長は理事会を開催しなければならない。

第21条 理事会は総会の議決を執行し、又は緊急事項を処理する。

2. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を処理する。

第22条 理事会は理事の過半数の出席により成立し、その出席者の過半数をもって議決できる。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

2. 可否同数の場合は、会長がこれを決する。

第六章 会 計

(経 費)

第23条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費、入会金
- (2) 補助金、助成金、交付金及び寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、決算)

第25条 本会の予算は毎会計年度開始前に総会の議決を経てこれを定める。

2. 予算の追加又は変更の必要があるときは理事会の議決による。ただしこの場合は次の総会において承認を得なければならない。

第26条 本会の決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第七章 雑 則

第27条 この規約の施行について必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

第28条 この規約は、総会において承認された日から施行する。

昭和38年5月15日

昭和52年4月23日改正

平成元年4月22日改正

平成6年5月28日改正

平成12年6月3日改正

平成25年5月25日改正

平成28年5月23日改正

平成29年6月10日改正